

2025 年 10 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社ファイントゥデイホールディングス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 C E O 小 森 哲 郎
(コード番号：420A 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 須 原 伸 太 郎
TEL. 03-6864-0243

募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2025 年 10 月 3 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 12,925,100 株（以下「本募集株式数」といい、本募集株式数については、2025 年 10 月 20 日に開催予定の取締役会において変更する可能性がある。なお、需要状況等を勘案した上で、本募集株式数の一部につき、海外市場（ただし、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144A に従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における募集（以下「海外募集」という。）を行う可能性がある。その場合の最終的な内訳は、本募集株式数の範囲内で、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日（2025 年 10 月 27 日）に決定する予定である。） |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定（2025 年 10 月 20 日に開催予定の取締役会において決定する予定である。） |
| (3) 払 込 期 日 | 2025 年 11 月 4 日（火曜日） |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、発行価格等決定日（2025 年 10 月 27 日）に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募 集 方 法 | ① 国内における発行価格での一般募集（以下「国内募集」という。）とし、大和証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、SMBC 日興証券株式会社、UBS 証券株式会社、株式会社 SBI 証券及び楽天証券株式会社を引受人として、全株式を国内募集に係る引受価額で総額連帯買取引受させる。国内募集に係る引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、国内募集に係る引受価額が払込金額を下回る場合は、国内募集を中止する。

② 国内募集、下記 2. の引受人の買取引受による国内売出し及び下記 3. のオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーは、大和証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、SMBC 日興証券株式会社及び UBS 証券株式会社（共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーの記載順はアルファベット順による。）である。

③ 国内募集、下記 2. の引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出し、並びに下記 3. のオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、 |

- ゴールドマン・サックス証券株式会社、大和証券株式会社、SMB C日興証券株式会社及びUBS証券株式会社（ジョイント・グローバル・コーディネーターの記載順は、ゴールドマン・サックス証券株式会社以外はアルファベット順による。）とする。なお、当社普通株式を取得し得る投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、大和証券株式会社、SMB C日興証券株式会社及びUBS証券株式会社が共同で行う。また、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、大和証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、SMB C日興証券株式会社及びUBS証券株式会社が共同で行う。
- (6) 発行 価 格 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、発行価格等決定日（2025年10月27日）に決定する予定である。）
- (7) 申 込 期 間
(国 内) 2025年10月28日（火曜日）から
2025年10月31日（金曜日）まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 株 式 受 渡 期 日 2025年11月5日（水曜日）
- (10) 引 受 人 の 対 価 公募による募集株式発行における発行価格から国内募集に係る引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (11) 前記各項を除くほか、公募による募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定し、その他公募による募集株式発行に必要な一切の事項については、当社代表取締役CEOに一任する。
- (12) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、下記2.の引受人の買取引受による売出しが中止された場合には、公募による募集株式発行も中止される。

2. 引受人の買取引受による売出しの件

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 15,818,700株
かかる売出株式総数のうち、日本国内における売出し（以下「引受人の買取引受による国内売出し」という。）に係る売出株式数は2,596,600株、海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における売出し（以下「海外売出し」という。）に係る売出株式数は13,222,100株の予定であるが、その最終的な内訳は、上記売出株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日（2025年10月27日）に決定される予定であり、その承認については当社代表取締役CEOに一任する。なお、売出株式総数については、2025年10月20日に開催予定の取締役会において変更される可能性がある。
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数
- | | |
|--|-------------|
| ① 引受人の買取引受による国内売出し
Oriental Beauty Holding (HK) Limited | 2,596,600株 |
| ② 海外売出し
Oriental Beauty Holding (HK) Limited | 13,222,100株 |
- (3) 売 出 方 法 国内及び海外における同時売出しとする。
- ① 引受人の買取引受による国内売出し
- 売出価格での一般向け国内売出しとし、大和証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、UBS証券株式会社、株式会社SBI証券及び楽天証券株

式会社を引受人として、国内売出し分の全株式を引受人の買取引受による国内売出しに係る引受価額で総額連帯買取引受させる。引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、海外売出しも中止されるものとする。

② 海外売出し

海外売出しについては、Goldman Sachs International、Daiwa Capital Markets Europe Limited、SMBC Bank International plc及びUBS AG London Branch（共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーの記載順はGoldman Sachs International以外はアルファベット順による。）を共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外幹事引受会社を引受人として、海外売出し分の全株式を海外売出しに係る引受価額で総額個別買取引受させる。海外売出しが中止された場合には、引受人の買取引受による国内売出しも中止されるものとする。

- | | | |
|------|--|---|
| (4) | 売 出 価 格 | 未 定（上記１．における発行価格と同一となる。） |
| (5) | 申 込 期 間
（ 国 内 ） | 上記１．における申込期間と同一である。 |
| (6) | 申 込 株 数 単 位 | 上記１．における申込株数単位と同一である。 |
| (7) | 株 式 受 渡 期 日 | 上記１．における株式受渡期日と同一である。 |
| (8) | 引 受 人 の 対 価 | <p>売出価格から引受価額を差し引いた額の総額は引受人の手取金となる。</p> <p>また、売出人は、その完全な裁量により、引受人に対して、売出価格に引受人の買取引受による国内売出しに係る売出株式数及び下記３．のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数の総数を乗じた金額の 1.0%を上限として、追加的に引受手数料を支払うことができる。</p> |
| (9) | <p>前記各項を除くほか、引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後の取締役会において承認し、その他引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しに必要な一切の事項については、当社代表取締役 CEO に一任する。</p> | |
| (10) | <p>前記各項のうち、引受人の買取引受による国内売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記１．の公募による募集株式発行が中止された場合には、引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しも中止される。</p> | |

3. オーバーアロットメントによる売出しの件

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 4,311,500 株（売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものを全く行わない場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（2025 年 10 月 27 日）に決定される予定である。）
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 大和証券株式会社 4,311,500 株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け国内売出しとする。
- (4) 売 出 価 格 未 定（上記 1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記 1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項を除くほか、オーバーアロットメントによる売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後の取締役会において承認し、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項については、当社代表取締役 CEO に一任する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の公募による募集株式発行又は上記 2. の引受人の買取引受による売出しが中止された場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止される。

4. 引受人に対する指定販売先への売付け（親引け）の件

当社は、上記 2. の引受人の買取引受による国内売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、当社グループ従業員への福利厚生を目的として、ファイントゥデイグループ従業員持株会に対し、国内売出株式のうち取得金額 130 百万円に相当する株式数を上限として売付けることを引受人に要請する予定であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第 2 条第 2 項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、ジョイント・グローバル・コーディネーターは親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

以上

ご 参 考

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式数及び売出株式数

① 募 集 株 式 数

当社普通株式 12,925,100 株

国内における発行価格での一般募集(国内募集)とする。なお、需要状況等を勘案した上で、本募集株式数の一部につき、海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。)における募集(海外募集)を行う可能性がある。その場合の最終的な内訳は、本募集株式数の範囲内で、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日(2025年10月27日)に決定する予定である。

② 売 出 株 式 数

当社普通株式 引受人の買取引受による売出し 15,818,700 株

(引受人の買取引受による国内売出し 2,596,600 株、海外売出し 13,222,100 株)

最終的な内訳は、上記売出株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日に決定される。

オーバーアロットメントによる売出し (*)

当社普通株式 上限 4,311,500 株

(2) 需 要 の 申 告 期 間 (国 内)

2025年10月20日(月曜日) から
2025年10月24日(金曜日) まで

(3) 価 格 決 定 日

2025年10月27日(月曜日)

(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、今後開催する取締役会において承認される仮条件のもとに、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、決定される。)

(4) 申 込 期 間 (国 内)

2025年10月28日(火曜日) から
2025年10月31日(金曜日) まで

(5) 払 込 期 日

2025年11月4日(火曜日)

(6) 株 式 受 渡 期 日

2025年11月5日(水曜日)

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案して行われる大和証券株式会社が行う日本国内における売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、最終的な売出株式数は需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものを全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主である Oriental Beauty Holding (HK) Limited (以下、「貸株人」という。)より借受ける株式であります。これに関連して、大和証券株式会社は、4,311,500 株を上限として当社普通株式を引受価額と同一の価格で貸株人より追加的に取得する権利(以下、「グリーンシュエーション」という。)を、2025年11月28日行使期限として貸株人から付与される予定であります。

また、大和証券株式会社は、2025年11月5日から2025年11月28日までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、ゴールドマン・サックス証券株式会社、SMB C 日興証券株式会社及びUBS証券株式会社と協議の上、

東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

なお、大和証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、貸株人からの借入株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシェーオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社は、ゴールドマン・サックス証券株式会社、SMB C日興証券株式会社及びUBS証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の募集株式発行による普通株式の発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	102,050,000 株
公募による増加株式数	12,925,100 株
増加後の発行済株式総数	114,975,100 株

3. 増資資金の使途

国内募集における差引手取概算額 18,699 百万円（＊）については、2025 年 12 月期に全額を 2024 年 10 月 31 日付で株式会社みずほ銀行をエージェントとして締結したシニアファシリティ契約に基づく借入金の返済に充当する予定であります。

＊引受価額が未定であるため、発行価格の総額（本日付の有価証券届出書の訂正届出書提出時における想定発行価格（1,470 円）に基づく見込額）から発行諸費用の概算額を控除した金額を記載しており、実際には発行価格と引受価額の差額が上記金額から減額されます。海外募集が行われる場合には海外募集における差引手取概算額を含みます。

4. 株主への利益配分

（1）利益配分の基本方針

当社は、財務体質の安定強化と中長期的な成長につながる原資とするための内部留保を充実させるとともに、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識し、利益水準と財務状況を総合的に勘案して、毎期のフリーキャッシュフローに応じた弾力的な利益還元策を行うことを基本方針としております。

今後の剰余金の配当につきましては、株式の上場を計画するに当たり、さらに経営の機動性と柔軟性の向上を図り、もって株主利益の向上に資するため、想定連結当期利益に対し連結配当性向50%程度を中長期的な目標として、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの配当の決定機関は取締役会です。

（注）上記の基本方針は、2026年3月期以降の各事業年度において、上記の配当性向による剰余金の配当等が行われることを保証するものではありません。

（2）内部留保資金の使途

内部留保資金については、企業価値向上の観点から、事業展開のための投資及び財務基盤の強化に活用してまいります。

（3）今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記（1）記載のとおり、当社は、想定連結当期利益に対し連結配当性向50%程度を中長期的な目標とし、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としており、各事業年度の配当額につきましては、かかる基本方針に基づき、今後の業績動向等を見極めながら総合的に判断し、決定してまいります。

（4）過去3決算期間の配当状況（単体）

	2022 年 12 月期	2023 年 12 月期	2024 年 12 月期
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失（△）	△0.02 円	△8.24 円	27.75 円
1 株当たり配当額 （1 株当たり中間配当額）	— (—)	— (—)	176.38 (—)
実績配当性向	—	—	635.6
自己資本利益率	—	—	5.4
純資産配当率	—	—	39.8

（注）1. 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 2022 年 12 月期及び 2023 年 12 月期の自己資本利益率については、当期純損失（△）が計上されているため記載しておりません。

3. 2022 年 12 月期及び 2023 年 12 月期の 1 株当たり配当額（1 株当たり中間配当額）、

実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため、記載しておりません。

4. 当社は、2024年10月4日付の臨時株主総会決議に基づき、2024年11月1日付で普通株式3株を1株とする株式併合を実施しております。2023年12月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算出しております。2024年12月期の1株当たり配当額につきましては、当該株式併合を考慮した配当金額となっております。

5. 販売方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

6. ロックアップについて

上記1.の公募による募集株式発行、上記2.の引受人の買取引受による売出し及び上記3.のオーバーアロットメントによる売出しに関連して、売出人かつ貸株人であるOriental Beauty Holding (HK) Limited及び当社グループ役職員を含む新株予約権者250名は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む。)後180日目(2026年5月3日)までの期間(以下、「ロックアップ期間」という。)、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために大和証券株式会社に当社普通株式の貸付けを行うこと及びグリーンシュエアオプションが行使されたことに基づいて当社普通株式を売却すること等を除く。)を行わない旨を合意しております。

また、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中はジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、国内募集、株式分割、株式無償割当て等を除く。)を行わない旨を合意しております。

さらに、親引け先であるファイントゥデイグループ従業員持株会に対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当該親引けにより取得する当社普通株式を含む当社普通株式の売却等を行わない旨を約束する書面を差し入れるよう当社は親引け先に対して要請を行う予定であります。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部又は一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

(注) 上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意： 本資料は当社新株式発行及び株式売出し等に関する取締役会決議に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2025 年 10 月 3 日開催の当社取締役会において決議された当社普通株式の募集及び売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。本資料は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。